

一般財団法人愛知県建築住宅センター
住宅性能証明業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第10条に基づき、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置制度における住宅性能証明料金について必要な事項を定める。

(証明業務料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）住宅性能証明書発行業務要領（以下、「業務要領」という。）」第12条に定める証明業務料金（以下「料金」という。）は、1件につき、次に掲げる額とする。

一 住宅の料金は、下記による。

(税込) 単位：円

住宅の区分	証明基準		料金
住宅の新築 又は新築住宅の取得	断熱等性能等級 5以上かつ一次 エネルギー消費 量等級6以上	標準料金	68,200
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	53,900
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	27,500
	耐震等級（構造 躯体の倒壊等防 止）2以上	標準料金	71,500
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	45,100
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	36,300
		住宅型式性能認定を取得している住宅	64,900
	高齢者等配慮対 策等級（専用部 分）3以上	標準料金	57,200
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	45,100

※ 「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した次の各号のいずれかに該当する書類で、証明基準に適合しているものをいう。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除く。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等である旨の確認書
- ③ B E L S 評価書
- ④ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑤ 性能向上計画認定技術的審査適合証
- ⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
- ⑦ 建築確認済証（ただし、センターで省エネ基準の審査をおこなったものに限る）

※ 住宅の新築又は新築住宅の取得において、証明基準に適合するフラット35の設計審査と同時に申請する場合は、上記の料金に係らず16,500円とする。

- ※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとする。また、申請建築物の構造部材（２次部材等を除く）の断面検討を別に定める構造計算プログラムを使用しない場合、及び手計算による場合についても別途見積りした額を加算する。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除く。
- ※ 主要構造部（屋根及び階段を除く）が木造以外若しくは木造との混構造の場合は、28,600円を加算する。ただし、証明基準が高齢者等配慮対策等級による場合は除く。
- ※ 別表に示す市町村の場合は、それぞれに定められた追加料金を現場審査回数分加算する。
- ※ 平面不整形、立面不整形により構造計算をゾーン分けする必要がある場合は、28,600×（L-2）円（Lはゾーン分けした際の構造計算の数）を加算する。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除く。

二 計画の変更に係る料金は、下記による。

（税込）単位：円

種 別	変更項目	料金
当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	耐震性	13,200
	上記以外	9,900
誤記修正等	—	6,600

- ※ 上記の料金は、センターが当初の審査をしたものに限る。

2 業務要領第8条に基づく住宅性能証明申請の取下げにより、業務要領第10条の現場審査の一部又は全部を実施しない場合、当該現場審査に係る料金を返還するものとし、返還額は別に定める。

（再発行に係る料金）

第3条 証明書の再発行に係る料金は、1通につき5,500円とする。

（料金の減額）

第4条 次の各号のいずれかに該当する申請は、第2条の料金を減額できるものとする。

- 一 30日以内に10件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

（その他）

第5条 第2条から第4条までに該当しない場合は、別途見積りとする。

(附則)

この規程は、平成24年 6月 5日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年10月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月20日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表 地域別追加料金

(税込) 単位：円

地域 区分	追加料 金	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県（注）
A地域	17,600	大垣市（都市計画区域外）、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市（都市計画区域外）、菰野町（都市計画区域外）	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B地域	34,100	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市（都市計画区域外）、関市（都市計画区域外）、山県市（都市計画区域外）	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C地域	68,200	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D地域	85,800		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

- ※ 理事長が必要と認めた場合は、上表によらないこととする。
- ※ 愛知県内及び表にない市町村は加算しない。
- ※ 建築基準法上の中間・完了検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料の規程により上記料金（税抜額）を加算し、住宅性能証明業務料金には加算しない。
- ※ 建築基準法以外の制度と住宅性能証明業務の現場検査を同時に行う場合は、重複して加算しない。
- ※ 同一団地内などで同一日時に複数の住宅の現場審査を行う場合の追加料金は、上記料金を申請件数分で除した金額（100 円未満切捨て）を加算する。ただし、申請者の都合により別々の現場審査に変更になった場合は除く。
- ※ 申請者の都合により加算すべき地域別追加料金に過不足が生じた場合は精算を行う。